

高知県地域観光振興交付金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地域観光振興交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第22条の規定に基づき、交付要綱第3条に規定する交付金算定事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

第2条 審査は、実施計画書及び参考資料に基づき行うものとする。

- 2 交付要綱第8条第1項の知事が別に定める審査会は、観光拠点整備事業の場合又は自然体験型観光資源強化事業のうち交付要綱別表第1の表中5の(1)若しくは(2)に掲げる事業であって、交付金算定対象事業費が1億円を超える場合は高知県地域観光振興交付金外部審査会（以下「外部審査会」という。）とし、観光資源磨き上げ事業のうち交付金算定事業費が2,000万円以上の事業の場合又は自然体験型観光資源強化事業のうち交付要綱別表第1の表中5の(1)若しくは(2)に掲げる事業であって、交付金算定事業費が2,000万円以上1億円以下の場合は高知県地域観光振興交付金内部審査会（以下「内部審査会」という。）とする。
- 3 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、事業説明及び質疑応答を行うものとする。
- 4 事業の評価は、評価項目ごとに、1点から4点までの4段階評価によるものとする。
- 5 評価項目等は、別表第1及び第2の高知県地域観光振興交付金審査会評価表（以下「評価表」という。）に定める。

(審査員)

第3条 審査会の審査員は、別表第3に定める。

(審査員の個別評価)

第4条 外部審査会の審査員は、別表第1の評価表、内部審査会の審査員は別表第2の評価表により、採択申請のあった事業ごとに、評価を行うものとする。

なお、1点とした評価項目にあつては、原則として、「可否の理由」の欄に意見を付するものとする。

- 2 欠席する審査員は、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとする。
なお、提出された評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第5条 外部審査会の総合評価は、別表第4の高知県地域観光振興交付金審査会評価表（集計表）（以下「集計表」という。）、内部審査会の総合評価は、別表第5の集計表を基に、審査員の合議により行う。

- 2 総合評価の際の判断基準は、別表第6によるものとする。

(外部審査員による審査結果の通知)

第6条 高知県地域観光振興交付金外部審査会設置要綱第6条に定める外部審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。